

士幌町教育振興基本計画

令和3年2月

士幌町教育委員会

目 次

第1章 土幌町教育振興基本計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 4 計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

第2章 土幌町教育振興基本計画の基本的な考え方

- 1 教育振興基本計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- 3 基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
 - 基本計画1：生きる力を育む幼児・学校教育の推進
 - 基本計画2：次代を担う人づくりと生涯学習の推進
 - 基本計画3：スポーツ・芸術文化の振興

第3章 基本施策と重点施策

- 1 基本施策と方向性・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
 - ◆生きる力を育む幼児・学校教育の推進◆
 - 基本施策①「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成
 - 基本施策② 信頼される学校づくりの推進
 - 基本施策③ 安全・安心な教育環境の整備等
 - ◆次代を担う人づくりと生涯学習の推進◆
 - 基本施策① ライフステージに応じた学びの支援
 - 基本施策② 社会教育の推進
 - ◆スポーツ・芸術文化の振興◆
 - 基本施策① 生涯スポーツの推進
 - 基本施策② 町民芸術・文化の振興
- 2 重点となる施策・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
 - 基本計画1－ ①：ア～コ ②：ア～オ ③：ア～イ
 - 基本計画2－ ①：ア～イ ②：ア
 - 基本計画3－ ①：ア～イ ②：ア～イ

第4章 評価と進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・ P 22

教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）（抜粋）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策について基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

国では【第3期教育振興基本計画】	(平成30年度～令和4年度)
北海道では【北海道教育推進計画】	(平成30年度～令和4年度)
士幌町では【士幌町第6期町づくり総合計画】	(平成28年度～令和7年度)
【第2期士幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略】	(令和2年度～令和6年度)
【士幌町教育大綱】	(令和3年度～令和7年度)
【士幌町社会教育中期計画】	(平成29年度～令和3年度)

第1章 士幌町教育振興基本計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年の情報通信分野の技術革新は著しく、高度情報化社会に一層の進展が見られ、これに伴い経済・社会の更なるグローバル化が進んでいます。

学校教育においては、学習指導要領が改訂され、「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性の涵養」、「実際の社会や生活の中で生きて働く知識・技能の習得」、「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成」等の新しい時代に必要となる資質・能力が示され、ICTを効果的に活用した教育活動を通じた情報活用能力の向上も掲げられています。子どもたちには、このような変化の激しい社会を生きるために必要な力である「生きる力」を育成することが求められています。

また、地域においては人口減少や高齢化が一層進み、次代を担う町民一人一人が自らの可能性を最大限に発揮し、よりよい社会と幸福な人生を自ら創り出していくことが求められています。そのため、地域における教育の実情と課題を踏まえ、町としての教育ビジョンを示し、これに向かって家庭・学校・地域・行政が連携・協働しながら、町づくりの基盤となる教育の創造と実践に取り組んでいくことを目指し、「士幌町教育振興基本計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、国の「第3期教育振興基本計画」、北海道の「北海道教育推進計画」を踏まえ、「士幌町第6期町づくり総合計画」「第2期士幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略」「士幌町教育大綱」「士幌町社会教育中期計画」で掲げる教育施策との整合性を図りつつ策定しています。

3 計画の期間

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。なお、計画期間中であっても、法改正及び町の上位計画の改編、また、様々な社会情勢の変化により新たに対応すべき教育課題等が生じた場合は、適宜見直しを行っていくこととします。

4 計画の構成

この教育振興基本計画は、第1章から第4章までで構成されています。

第1章では、「計画の策定にあたって」として、計画策定の背景となる策定の趣旨と計画の位置づけ、計画の期間等を掲載しています。

第2章では、「教育振興基本計画の基本的な考え方」として、土幌町教育の根本となる基本理念と基本目標を明示し、基本目標の達成に向けて3つの分野の基本計画を掲載しています。

第3章では、3つの基本計画を受けて、基本施策と重点施策を明示しています。

第4章では、「評価と進行管理」の考え方を示しています。

第2章 土幌町教育振興基本計画の基本的な考え方

1 教育振興基本計画の基本理念

教育を取り巻く状況を的確に踏まえるとともに、昭和46年制定の「土幌町民憲章」、昭和59年制定の「土幌町教育目標」、平成28年度制定の「土幌町第6期町づくり総合計画」、令和2年度制定「第2期土幌町まち・ひと・しごと総合戦略」、令和3年度制定「土幌町教育大綱」に基づき、この計画における土幌町の教育振興の基本理念を次の通りとします。

「輝く未来へ しほろ創生」

[基本理念解説文]

これからの土幌町のまちづくりを考える時、いろいろな課題が見受けられます。しかしながら、先人が築き、私たちが守り育ててきたこのまちをより良い姿で、次代につなげていかなければなりません。本町の持つ、よさや魅力はのびし、改めるべきところは改め、今も未来も輝き続ける、土幌町を創り出していきます。

(土幌町第6期町づくり総合計画から引用)

[士幌町民憲章]

- 1 先人の開拓魂に学び たくましく前進する町をつくりましょう
- 1 たがいに助けあい 心をあわせて愛にみちた町をつくりましょう
- 1 健康で生産にはげみ 豊かな町をつくりましょう
- 1 教養を高め 文化の創造につとめ うるおいのある町をつくりましょう
- 1 美しい自然を愛し きまりを守り 住みよい町をつくりましょう

[士幌町教育目標]

- 1 互いに人格を重んじ 協力し合う人(自他を大切にする人)
- 2 理想を持ち 自ら学び創意工夫する人(夢を育てる人)
- 3 真理を求め 未来を切り拓く人(深く考える人)
- 4 思いやりの心で 社会のために尽くす人(人のために尽くす人)
- 5 強い意志と身体で たくましく生きる人(強く生きる人)

2 基本目標

教育振興基本計画の基本理念を実現するため、教育を取り巻く状況の変化を的確に踏まえつつ、「基本目標」を定めます。

(士幌町第6期町づくり総合計画の基本計画より)

[基本目標解説文]

「子どもの笑顔が広がり学び、楽しむまち」

少子化が進むなか、少ないからこそできる細やかな子育て支援や学校教育を行い子ども達が知識や学力を身につけながら、心身ともにたくましく、豊かに成長するよう努めます。また、住民が学ぶ機会、趣味や生きがいを持てる場、スポーツや文化芸術に親しめる場などを充実させ、だれもが生涯を通じて、学習やスポーツ、文化的な活動などを楽しめるまちづくりを進めます。

(士幌町第6期町づくり総合計画から引用)

3 基本計画

基本目標の達成に向け3つの「基本計画」を定めます。

基本計画1

生きる力を育む 幼児・学校教育の推進

幼児・学校教育においては、豊かな人間性を育み、一人一人の可能性を信じ、個性を伸ばすとともに、これからの社会を生きていくために必要な資質や能力を高めることが求められています。そのため、子ども一人一人を大切に育むとともに、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた育成など生きる力を育成し、家庭・地域との連携・協働を深めながら、より良い教育環境の構築に努めていきます。

基本計画2

次代を担う人づくりと生涯学習の推進

生涯学習においては、若者から高齢者までそれぞれが多様な個性を尊重するとともに、自身の資質や能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことが求められています。

そのため、町民の学びのニーズを的確に把握するとともに、ライフステージに応じた学びの支援や仲間とつながりながら楽しく学ぶ環境づくりを進めます。また、町民一人一人の学習意欲を高め、自発的な学習活動の促進と社会参画意識の高揚を図る生涯学習社会の構築に努めていきます。

基本計画3

スポーツ・芸術文化の振興

町民一人一人が、生きがいを持って心身ともに健康な生活を送るためには、生涯にわたってスポーツや芸術文化活動に積極的に参加することができる環境づくりが求められています。

そのため、誰もが気軽にスポーツ活動や芸術文化活動に参加できる環境づくりや機会の充実・促進に努めていきます。

第3章 基本施策と重点施策

3つの基本計画に係る基本的な施策の方向性と重点とする事項を明らかにします。

1 基本施策と方向性

◆生きる力を育む幼児・学校教育の推進◆

基本施策①「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成

基本施策② 信頼される学校づくりの推進

基本施策③ 安全・安心な教育環境の整備等

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児・学校教育においては、「自ら学び、考え、行動する力」すなわち「生きる力」の確実な育成を図るため、認定こども園・保育園、小学校、中学校、高等学校との連携を一層深め、学校間の円滑な接続による「学び」と「育ち」の連続性を確保していくことが求められています。そのため、地域・保護者と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって「地域とともにある園・学校」を充実・発展させるとともに、園・学校、家庭、地域が相互に協力し、地域全体で学びを展開していく「子どもも大人も学び合い、育ち合う教育環境」を一体的・総合的に構築していくことに努めていきます。

◆次代を担う人づくりと生涯学習の振興◆

基本施策① ライフステージに応じた学びの支援

基本施策② 社会教育の推進

士幌町では、65歳以上の人口が30%を超え、高齢化率が高まってきています。地域においては、さまざまなステージにおける学びが展開され、学びを通しての住民のつながりや新たな生きがいの創出など、心豊かに暮らすことを目的とした生涯にわたって学び続ける学習環境づくりが重要性を増しています。加えて、新たな学びを通して、自らを高め、地域社会への参画や貢献ができる生涯学習社会の構築が求められています。そのため、地域の持ち味や独自性を重視しながら、多様な学習ニーズと学習機会を結び付けたり、団体相互の連携を一層促進していくことが必要です。また、町民の意見や要望などを十分に把握し、地域の実情に即した生涯学習の振興に努めていきます。

◆スポーツ・芸術文化の振興◆

基本施策① 生涯スポーツの推進

基本施策② 町民芸術・文化の振興

町民一人一人が、心身ともに健やかに幸福な生活を営むためには、生涯にわたってスポーツや芸術・文化活動に親しむことができる環境づくりやそのような機会の充実・促進が求められています。そのため、「町民一人一スポーツ」運動の推進を基盤に、競技スポーツの振興をはじめ、町民誰もが身近に楽しみ、健康増進につながるスポーツを推進することに努めるとともに、各種スポーツの指導者の育成や確保を図り、指導及び普及体制の充実に努めていきます。また、郷土芸能を継承していくとともに町民や団体が主体的に行う芸術・文化活動の促進に努めていきます。

2 重点となる施策

基本計画1 生きる力を育む幼児・学校教育の推進

基本施策①「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成

重点施策ア 「主体的・対話的で深い学びの展開」

現状と課題

「知識基盤社会」の時代を生きる子どもたちが、自ら考え、判断し、表現できる力を持ち、他者と共生しながら、たくましく生きていくためには、「基礎的・基本的な知識・技能」や「これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力その他の能力」及び「主体的に学習に取り組む態度」の着実な定着が求められています。そのため、小・中学校9年間を見通した質の高い「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業展開が必要です。

本町の子どもたちの学力は、中学校では全国平均を上回っていることが多いですが、小学校では全国平均よりやや下回っている状況にあり、基礎的な学力はもとより、自分の考えをまとめ、表現する力など課題を解決するための活用力や発展的な学力は十分に定着しているとはいえません。

今後も、全国学力・学習状況調査等の結果をはじめ標準学力検査の分析やチャレンジテスト等を活用して、子どもたちの学習状況を把握し、個に応じたきめ細やかな指導を通して学力の定着に努めていくことが必要です。

施策の方向性

- 新学習指導要領を踏まえて「社会に開かれた教育課程」の円滑な実施に努め、子どもたちに、基礎的・基本的な学力はもとより活用力や発展的な学力の定着を図っていきます。
- 各種調査結果の活用と検証改善サイクルの確立に努めます。
- 子どもたちに育むべき資質や能力の向上に向けた授業づくりを推進します。

主な施策

- ①「社会に開かれた教育課程」の編成・実施・評価・改善
- ②「主体的・対話的な深い学び」に向けた授業改善の推進
- ③小中連携、小中連携による学習指導の充実
- ④個に応じたきめ細やかな指導の充実
- ⑤少人数学級指導の充実
- ⑥町費負担教員、特別支援教育支援員の配置

基本施策①「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成

重点施策 イ 「道徳教育の充実」

現状と課題

少子化、高齢化、高度情報化社会等、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化する中であって、家庭や地域の教育力や規範意識の低下をはじめ、人間関係の希薄さも指摘されています。このため、子どもたちに、基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに規範意識を高め、自らを律し、他人を思いやる心など豊かな人間性を育むため、家庭と連携した、道徳教育の充実を図ることが必要です。

本町では、教科書並びに「北海道おもてなしハンドブック」等を活用して道徳科における指導の充実を図るとともに、全教育活動を通して、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度など道徳性の涵養に努めています。また、道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実や道徳の授業づくりを進めるとともに、参観日等における道徳授業の公開に努めています。

今後も、「特別の教科 道徳」の実施により、道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考え、議論する道徳」への転換を図るとともに、家庭・地域と連携した道徳教育の充実に努めていきます。

施策の方向性

- 新学習指導要領を踏まえて道徳科の授業づくりの充実を図ります。
- 道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実を図ります。
- 学校・家庭・地域の連携を図りながら、社会性や豊かな人間性を育む道徳教育を推進していきます。

主な施策

- ①土幌町教育研究所を中心に質の高い道徳科の授業づくりを推進します。
- ②道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実を図るとともに、全教育活動を通して道徳教育の充実を図ります。
- ③学校・家庭・地域が連携して、基本的な生活習慣や学習習慣の定着を図ります。
- ④本町の風土を十分に生かした体験活動を工夫するなど感性豊かな心を育む道徳教育を推進します。

基本施策①「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成

重点施策 ウ 「ICT教育の推進」

現状と課題

知識基盤社会でのグローバル化や情報化が一層進み、社会の変化も激しさを増し、その変化を予測することが困難な時代を迎えています。そんな社会を生き抜かなければならない子どもたちには、解き方があらかじめ定まった問題を効率的に解ける力を育むだけでは不十分であり、蓄積された知識を礎としながら、膨大な情報から何が重要かを主体的に判断し、自らの問いを立ててその解決を目指し、他者と協働しながら新たな価値を見出していくことが求められています。このため、情報や情報手段を主体的に選択し活用していくために必要な情報活用能力を育てていくことが必要です。

本町では、令和2年度に児童生徒一人一台学習用パソコンを整備し、他者と関わり合う協働的な学びと一人一人に適切な学びを推進するとともに、対面とオンラインを組み合わせた効果的な学びを通して、確かな学力の定着を目指しています。また、端末の有効活用に欠かせない校内無線LANネットワークの整備等、GIGAスクール構想の実現に向けて学校におけるICT環境の継続的な整備に努めていきます。

施策の方向性

- すべての教員がICT機器を活用した効果的な授業やオンライン学習に向けた指導力の向上を図る研修の充実に努めます。
- 質の高い授業づくりと学校運営の改善を図るため、ICT環境の整備に努めます。
- 児童生徒及び保護者の情報モラル教育の推進に努めます。

主な施策

- ①プログラミング教育など、学校における情報教育を推進します。
- ②すべての教員のICT活用能力の向上のための研修の充実に努めます。
- ③教育用コンピューター及び学習用コンテンツ、デジタル教材等の整備並びに更新を計画的に推進します。

基本施策①「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成

重点施策 Ⅰ 「外国語教育の充実」

現状と課題

小学校学習指導要領の改訂に伴い、3・4年生における「外国語活動」が新設されるとともに、5・6年生では「外国語」が教科として位置づけられました。グローバル化の進展の中で、今後国際社会で能力を発揮するためには、問題解決能力や新たなことにチャレンジする姿勢のほか、国境を越えて人々と協働・共生するための、コミュニケーション能力を身につけることが不可欠だとの指摘があります。このため、各発達段階に応じた外国語教育の充実が必要です。

これからも、外国語指導助手（A L T）の複数体制による指導や指導方法・内容の充実及び学習環境の整備に引き続き努めていきます。

施策の方向性

- A L Tの有効活用を図り、コミュニケーション能力の素地や基礎の育成と国際理解教育の更なる推進に努めます。
- 子どもたちが、外国語を用いてコミュニケーションを図ることの楽しさを実感できる授業づくりに努めます。

主な施策

- ①義務教育9年間でコミュニケーション能力の素地や基礎の育成に努めます。
- ②小・中学校のA L Tの効果的配置に努めます。
- ③教員の外国語学習における指導力の向上に努めます。

基本施策①「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成

重点施策 才 「特別支援教育の充実」

現状と課題

平成19年の学校教育法改正においては、障がいのある子どもの教育に関する基本的な考え方について、特別な場で教育を行う「特殊教育」から、一人一人のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」への発展的な転換が行われました。また、平成23年の障害者基本法改正においては、「障がい者がその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない」「障がい者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない」等の規定が整備されました。さらに、平成24年7月には、中央教育審議会初等中等教育分科会報告として「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」がとりまとめられました。

本町では、「土幌町子育て支援連携協議会（ほろっと）」において特別な教育的支援が必要な子ども一人一人に乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を推進していくため、①「個別の教育支援計画」の作成を推進しています。また、各学校においては、特別支援教育コーディネーターを中心に指導体制と指導方法の充実に努めるとともに、特別支援教育支援員を配置し、子ども一人一人の能力や可能性を伸長するきめ細やかな指導・支援に努めているところです。

今後は、教職員の専門性の向上並びに関係機関との連携を一層強め教育環境

の整備に努めていくことが必要です。

施策の方向性

- 「土幌町子育て支援連携協議会」を中心に関係機関との連携に努めます。
- 特別支援教育コーディネーターを中心として、各学校の個別の支援を必要とする子どもたちの指導体制の充実に努めます。
- サポートファイルほろっとの活用の定着に努めます。

主な施策

- ①一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実に努めます。
- ②子どもの確かな理解を図る研修会の実施をはじめ関係機関との連携のもと、教職員の専門性の向上に努めます。
- ③「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成とそれに基づいた支援や指導の充実に努めます。

基本施策①「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成

重点施策 力 「体力向上と健康教育の充実」

現状と課題

本町の子どもたちの体力は、令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、体力合計点の小学校5年生女子の平均値が全国平均を上回り、小学校5年生男子は下回っています。中学校2年生においては、男女ともに全国平均を上回っている結果となっています。また、各学校では、体育授業のほかに、朝の時間等を活用した持久走や縄跳びなど、子どもたちの運動の日常化に努めるとともに、全校全学年で新体力テストを実施するなど、子どもたちの体力の把握に努めているところです。さらには、スポーツ少年団・部活動の参加率が高く、各種スポーツ大会での活躍が注目されているところでもあります。

次に、子どもたちの健康については、全国学力・学習状況調査の結果から小・中学校とも規則正しい生活習慣が定着している傾向がうかがわれますが、健康に影響を及ぼすテレビや動画などの視聴時間、スマートフォンやインターネットの使用時間についても適切な指導が必要となっています。

これからの社会を生きる子どもたちにとって健やかな心身の育成は極めて重要であります。このため、子どもたちの体力や健康の状況について適切に情報提供をするとともに、学校・家庭・地域が一層連携して、体力向上と健康教育の充実に努める環境整備に努めていくことが必要です。

施策の方向性

- 学校における体育授業の改善に努めます。
- 全校全学年の新体力テストの実施と結果の活用に努めます。

- 家庭や地域との連携のもと、「早寝・早起き・朝ごはん」運動やノーテレビデー等、規則正しい生活習慣の定着に努めます。
- スポーツ少年団活動や部活動の環境整備に努めます。

主な施策

- ①新体力テストの結果を生かした体育授業の改善と一校一実践の取組を進めます。
- ②地域・家庭・学校が連携しながら体力・運動能力の向上に努めます。
- ③健康な生活を送るための基礎となる知識・技能・態度等を育む授業づくりに努めます。

基本施策①「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成

重点施策 キ 「食育の推進」

現状と課題

近年、食生活をめぐる環境が大きく変化し、栄養摂取の偏りや不規則な食習慣等に起因する肥満や生活習慣病の増加、食の海外への依存、伝統的な食文化の危機、食の安全等、様々な問題が顕在化をしています。子どもたちが将来にわたり、心身ともに健康で生き生きと暮らすためには、「食」が大切です。このため、子どもたちが、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる「食育」を推進することが求められています。

本町の特色ある教育の一つである食農体験学習「大地くんと学ぼう」では、地元で生産される農畜産物などを利用した食品加工体験を通して、子どもたちが食育や地域の産業に対する興味関心の高揚に努めています。

本町の子どもたちの体格は、令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果では、身長は、小学校では男子が全国平均を上回り、中学校では男女とも上回りました。また、体重は、小学校においては男子が全国平均を上回り、中学校では男女とも上回りました。

肥満傾向児の出現率については、全国平均より高い結果となっています。

規則的な生活習慣の定着では、小学校では朝食を摂る割合は全国平均をやや下回り、中学校では朝食を摂る割合は全国平均を上回りました。

今後も学校・家庭・地域との連携を一層進め「食育」を推進するとともに、心身ともに健やかな子どもたちの成長に努めていくことが必要です。

施策の方向性

- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果等により、子どもたちの食生活状況の把握に努めます。
- 学校給食を通じて食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけ、心身の健康持続・増進することができるよう食育の推進に努めます。
- 学校給食における食物アレルギーの安全管理の徹底と緊急時の危機管理体制の充実に努めます。

主な施策

- ①食農体験学習「大地くんと学ぼう」の内容の充実を図り、地域の産業や食育を学ぶ学習の充実に努めます。
- ②家庭の協力を得ながら「弁当の日」を設け、食への感謝の気持ちを育みます。
- ③学校給食では、衛生管理や衛生意識の向上を図り、食の安全確保に努めます。
- ④栄養教諭等による食育の指導を通し、望ましい食習慣や生活習慣の確立に努めます。
- ⑤「学校における食物アレルギー対応指針」や「学校における食物アレルギー対応マニュアル」を活用し、危機管理体制の充実に努めます。

基本施策①「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成

重点施策 ク 「少人数学級の推進」

現状と課題

国においては、現在、小学校1年生に適用している35人学級を令和3年度より5年間をかけて小学校全学年に広げる施策を実施することとなりました。本町においては、町単独による教員配置を実施し、土幌小学校において低学年における少人数学級編制（30人学級）を実施しています。加えて、教科指導のための時間講師並びに学習支援員、学級支援員を配置して、子ども一人一人に目が行き届く体制を整備して、個に応じた指導の一層の充実に努めています。

施策の方向性

- 町採用の教員並びに職員を配置して、よりきめ細かく子どもたちに対応できる学校体制の構築を支援していきます。

主な施策

- ①町採用の臨時教員を配置して、土幌小学校低学年の少人数学級（30人学級）編成の継続に努めます。
- ②各学校の教職員の負担軽減のため、臨時教員、時間講師、学習支援員、学級支援員の配置に努めます。

基本施策①「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成

重点施策 ケ 「幼児教育の充実」

現状と課題

本町では、平成20年4月より、幼保一元型による「土幌町認定こども園」

を開園し、教育・保育が行われています。また、認定子ども園では子育て支援事業を実施している他、発達支援センターとしての機能も担っており、乳幼児等の育ちを支援しています。平成27年度からスタートした「子ども・子育て支援新制度」では、保護者の就労形態により子どもの環境が左右されず、かつ質の高い教育と保育が継続的に提供される環境を確保することが求められています。また、平成28年度より発達支援の充実と窓口の一本化を図るため「こども発達相談センター」を開設して家庭との連携強化を図ってきました。今後は、家庭との緊密な連携を図り、園と保護者が一体となって子どもを育てる意識の高揚と小学校とのなめらかな接続に向けた取組が必要となっています。

施策の方向性

- 子どもたち一人一人の育ちの状況を的確に捉えるとともに、きめ細やかな支援に努めます。
- 保護者との密接な連携に努めるとともに、育児への不安を解消し、健やかな成長の促進に努めます。
- 小学校との連携を高め、なめらかな接続に努めます。

主な施策

- ①幼児が自ら興味・関心を持って周りの人たちや社会事象などの環境に対して主体的・意欲的に係ることができるよう保育内容の充実に努めます。
- ②危機管理等安全対策に万全を期し、園児が安全で楽しい園生活ができるよう指導体制の充実に努めます。
- ③保育教諭の実践力を高めるため、研修活動を充実し、専門職としての資質や能力の向上に努めます。
- ④家庭、地域、関係機関との連携を図り子育ての充実に努めます。
- ⑤小学校教育への円滑な接続に向けた事業の充実に努めます。

基本施策①「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成

重点施策 コ 「高等学校の充実と農業教育の推進」

現状と課題

北海道士幌高等学校は、町立の職業高校の利点を活かし、地域産業の担い手育成等、地域の信頼に応える教育実践を経営方針として学校経営を展開しています。農業経営並びに農業の多面的な機能を学ぶ「アグリビジネス科」と食品加工・流通に関する基礎を学ぶ「フードシステム科」を設置しており、生産から加工・販売、商品開発などを一貫して学ぶことができるカリキュラムを編成しています。また、生徒一人一人の夢や想いをブランド認証して、士幌高校の魅力として発信していく「志」プロジェクトに取り組み、多くの成果を上げています。今後も町立の職業高校として魅力ある農業教育を推進していく必要が

あります。

施策の方向性

- 特色ある教育課程を編成し、魅力ある農業教育の推進に努めます。
- 学習環境の維持・向上のため、計画的な対策を講じることに努めます。

主な施策

- ①農場生産物の一次加工を行える教育施設について、現行の学校施設設備の活用を含め整備の検討に努めます。
- ②各学科の特色を活かして、魅力ある教育活動を推進します。
- ③情報化社会に対応した教育を進めるための環境整備と、ICT教育の充実に努めます。
- ④オープンスクールの実施と、マスメディア、ホームページ等を活用した情報発信を行い、入学者の確保に努めます。
- ⑤国際化に対応する人材育成のため外国語教育、海外文化交流を推進します。
- ⑥通学費用や生徒の資格取得費用等の助成を行い、保護者への支援に努めます。
- ⑦主権者教育の充実に努めます。

基本施策② 信頼される学校づくりの推進

重点施策 ア 「学校の適正配置・適正規模の推進」

現状と課題

本町では、平成19年に町内各地区において「小学校適正配置計画地区別検討会議」を開催し、当面は各学校の児童数の推移を見ながら現在の体制を維持することを決定しました。しかしながら、その後の児童数の減少により、平成27年度の北中音更小学校に始まり、平成30年度に西上音更小学校と新田小学校、下居辺小学校の3校、そして、令和元年度に佐倉小学校が閉校し、土幌小学校に統合となり、令和2年度からは町内小学校は3校となりました。小規模複式の2校においては、少人数であることのメリットを生かした教育活動を展開するとともに、集合学習等を積極的に推進していきます。

今後は、各学校の児童数の推移や将来的な見込み等を考えながら、小学校の在り方について検討し、子どもたちにとって望ましい学びの環境について明確な道筋を示すよう努めます。

施策の方向性

- 子どもたちにとって望ましい学びの環境づくりに努めます。

主な施策

- ①中土幌小学校及び上居辺小学校地区において今後の小学校の在り方について検討を進めるよう支援してまいります。
- ②小規模複式校では、集合学習の内容を工夫・充実に努めます。

基本施策② 信頼される学校づくりの推進
重点施策 イ 「家庭・地域との連携とコミュニティ・スクールの推進」 ウ 「学校評価の充実と情報提供」

現状と課題

本町では、学校と地域が一体となって子どもたちを育み、特色ある学校づくりを推進するコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を平成30年度に導入し、各学校には「学校運営協議会」を設置して、地域住民や保護者が学校運営に参画し、学校と地域の連携・協働に努めています。また、各学校が校長のリーダーシップのもと、新しい時代を生きる子どもたちの育成を目指して質の高い教育の提供に努めるとともに、地域・保護者への教育情報の提供や学校評価・学校関係者評価の実施を通して学校への意見・要望を的確に学校経営・運営に反映させるなど、公立学校としての説明責任・結果責任を果たしています。

今後も、学校は地域・保護者と目標を共有しながら、地域総がかりで子どもたちを育む、魅力ある学校づくりの推進に努めていきます。

施策の方向性

- コミュニティ・スクールの充実発展に努めます。
- 「社会に開かれた教育課程」実施のための学校運営体制の整備に努めます。
- 地域・保護者の願いや想いが的確に反映される学校評価の改善に努めます。
- 校長を中心とした学校力の向上に努めます。

主な施策

- ①学校運営協議会の機能を充実させ、地域・保護者が学校運営により一層参画できる体制の構築に努めます。
- ②教育の直接の担い手である教職員のコミュニティ・スクールに関する理解に努めます。
- ③教育情報の積極的な提供と学校評価の改善に努めます。
- ④地域資源を活用した「社会に開かれた教育課程」の編成・実施・評価に努めます。

基本施策② 信頼される学校づくりの推進
重点施策 エ 「いじめ・不登校防止の取組の推進」

現状と課題

いじめは、絶対に許されない行為であるという認識のもと、学校・家庭・地域が一体となっていじめの未然防止、早期発見・早期対応・早期解消に努めること、子どもたちが安心して学校生活を過ごせる環境づくりが求められています。また、不登校等の子どもを取り巻く環境改善を図る教育相談体制の充実や関係機関との連携も求められています。

本町では、これまでいじめとして認知された件数や不登校の子どもたちは極めて少数ではありますが、今後も学校の重点課題の一つとして位置づけるとともに、組織的・継続的な取組を実施し、すべての子どもたちがお互いの人権を尊重しながら、共に生きる社会を実現できるよう、地域あげて取組むことが必要です。また、「士幌町いじめ・不登校等問題対策協議会」を通じて適切な情報の提供に努めるとともにいじめ等の未然防止に努めていく必要があります。

施策の方向性

- 「士幌町いじめ防止基本方針」や「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止や早期発見・早期対応・早期解消に努めます。
- 子どもたちの人権教育に取り組むとともに教育相談活動の推進に努めます。
- 子どもたちの自己肯定感の向上に努めるとともに仲間との良好な関係や集団への積極的な関わり等、自己指導能力を育む生徒指導に努めます。

主な施策

- ①「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の徹底を図ります。
- ②子どもたちへの定期的なアンケートの実施により、いじめの早期発見・早期対応・早期解消に努めます。
- ③子ども理解教育支援シート等を活用するなど、日ごろから児童生徒への理解を進め、問題行動等の防止に努めます。
- ④学校の教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を図り子どもたちの発達支援に努めます。

基本施策② 信頼される学校づくりの推進

重点施策 オ 「教職員の資質向上と働き方改革の推進」

現状と課題

北海道においては、教職員による体罰や不適切な言動などの不祥事がいっこうに無くならず、保護者や地域の学校への信頼が揺らいできています。信頼される学校づくりには、子どもたちの教育を担う教職員の教育に対する情熱や教育公務員としての自覚を持ち、質の高い教育活動を提供し続けることが求められます。そのためには、教職員は自らのキャリアステージに応じた研修に積極的に参加し、アクティブ・ラーニングの視点に立った授業力の向上をはじめ教

職員としての資質を高めることが肝要です。また、価値観の多様化から児童生徒及び保護者の理解と適正な対応についても求められています。

本町では、平成31年度に北海道教育委員会の「北海道アクションプラン」に基づいて、「土幌町立学校における教職員の働き方改革推進プラン」を策定し、学校全体の業務の削減や時間外勤務の縮減などの働き方改革を推進しています。

施策の方向性

- 教職員の教育公務員としての自覚を高めるとともに、資質能力の向上を図り、信頼される学校づくりに努めます。
- 求められる新たな授業づくりを積極的に推進する研修体制の構築と教職員個々の授業力の向上を推進します。
- 業務の効率化やスリム化を進めるとともに、時間外勤務の縮減を図るなど、教職員の働き方改革の推進に努めます。

主な施策

- ①教職員の服務規律の保持徹底に努めるとともに、メンタルヘルス対策など健康管理の充実に努めます。
- ②学校教育指導訪問等の機会の活用を図り、授業改善や授業力の向上に努めます。
- ③校務支援システムなどICT機器の利活用など、業務の効率的な推進に努めます。
- ④出退勤管理システムの活用で出退勤時間を管理し、時間外勤務の縮減に努めます。
- ⑤学校閉庁日・定時退勤日・部活動休養日の確実な実施に努めます。

基本施策③ 安全・安心な教育環境の整備等

重点施策 ア 「安全教育の推進」

現状と課題

学校は、登下校時や校内における事件、事故、災害から子どもたちを守るため、安全確保に努めるとともに、様々な場面を想定し、子どもたちの危機対応能力の基礎を培うことが求められています。また、学校における危機管理体制を確立するとともに、教職員の危機管理能力の向上を図ることが必要です。加えて、地域全体で子どもたちが安心して過ごすことができるよう見守り体制の構築等を進める必要があります。

本町においては、子どもたちの交通安全や防犯のため、学校と地域・関係機関が連携して、地域ぐるみで安全体制の確保を推進しています。また、地震や火災などを想定した避難訓練などを定期的実施し、「自分の命は自分で守る」

等、防災教育を含む安全教育の推進に努めています。

今後は、学校と地域が一層連携を密にした地域防災訓練などを実施する体制づくりが急がれます。

施策の方向性

- 実践的な防災・防犯教育の推進に努めます。
- 子どもたちの安全・安心を確保し、快適に学ぶことができる学校施設設備を含めた教育環境の整備に努めます。
- 教職員の危機管理能力の向上を図る実践的な研修に努めます。
- 子どもたちの通学や学校活動における安全・安心を確保したスクールバスの運行・管理に努めます。

主な施策

- ①学校安全マップの見直しなど、登下校時の危険個所の把握と啓発に努めます。
- ②各種避難訓練を通して、子どもたちの危機対応能力の基礎を育みます。
- ③交通安全教室を実施し、正しい自転車の乗り方など交通安全教育の推進に努めます。
- ④関係機関との連携による防犯教育の推進に努めます。
- ⑤「ほくとくん防犯メール」の登録を推進し防犯体制の構築に努めます。
- ⑥スクールバスの安全・安心な運行と管理の徹底に努めます。
- ⑦学校施設設備の安全点検の定期的実施と改善整備に努めます。

基本施策③ 安全・安心な教育環境の整備等

重点施策 イ 「子育て支援の環境整備」

現状と課題

平成27年度より認定子ども園内で行っていた発達支援センターの業務と土幌町ことばの教室で行っていた幼児療育センターの業務の統合を図り、土幌町子ども発達相談センターを開設しました。こども発達相談センターでは、発達に遅れのある児童の相談と発達確認を通して、通所支援事業につなげています。通所支援事業では、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を行っています。

学童保育所については、3地区で開設しており、対象学年は1年生から6年生としています。運営については、平成27年度より社会福祉法人に委託をしております。また、平成28年4月より学童保育所と放課後子ども教室の機能を併せ持った新たな施設として「子ども交流センター（こもれび）」を開設し、子どもたちに適切な遊び及び生活の場を提供しています。同施設内において放課後の子どもたちに学習や様々な体験・交流活動、スポーツ・文化活動等の機

会を提供する放課後子ども教室の事業を実施しています。さらに、土曜学習の一環として委託方式によりサタデースクール事業を実施しており、多くの子どもたちが参加しています。今後も各種事業内容の充実に努めていく必要があります。

施策の方向性

- 子育て支援の環境の整備充実に努めます。
- 子どもたちの放課後等の居場所づくりに努めます。

主な施策

- ①各種支援事業の内容の充実に努めます。
- ②子ども理解等、職員の資質向上の促進に努めます。

基本計画 2 次代を担う人づくりと生涯学習の振興

基本施策 ① ライフステージに応じた学びの支援

- | | |
|------|--------------------------------------------|
| 重点施策 | ア 「各時期や世代に対応した学習機会の提供」
イ 「自主的な学習活動への支援」 |
|------|--------------------------------------------|

現状と課題

町民が生涯にわたって生きがいを持ち、充実した生活を実現するため、それぞれのライフステージに応じた学習活動を行って自己実現を図ることが必要です。本町では、平成24年度より「町民一人一学習」をテーマとして生涯学習を推進しています。

少年教育では、サタデースクール事業や小学生リーダー研修事業等、自然や生活体験を重視した学習を行い、子どもたちの自立心や協調性、社会性等を養い、豊かな人間形成を図っています。青年教育では、町づくりの活性化を図るため青年組織の主体的活動を支援するとともに、ボランティア活動や地域社会づくり等の参加を支援しています。成人一般教育では、多様なニーズに対応した生涯学習講座や研修会、出前講座などを開設し様々な学習機会の提供を行っています。家庭教育では、家庭教育手帳の活用や子育てに関する講演等、関係機関と連携して家庭教育の充実に努めています。女性教育では、女性団体の主体的活動を支援するとともにリーダー養成や組織の拡大等、町づくりへの積極的な参加を支援しています。最後に、高齢者教育については、柏樹学級を開設し、高齢者の学習ニーズに対応した学習や活動の場を提供して、心身の健康増進に努めるとともに生きがいのある生活が実現できるよう支援しています。

今後も、いつでも、どこでも、だれもが必要に応じて生涯学び合える環境づくりの充実に努めていく必要があります。

施策の方向性

- 各世代や団体における課題解決に必要な学習機会を提供するとともに、自

主的な学びへの支援に努めます。

主な施策

- ①各種学習に関する情報の提供に努めます。
- ②生涯学習の観点からあらゆる教育機能を活用した学習活動を推進します。
- ③社会教育に関する団体やサークル等、活動の支援に努めます。
- ④連合青年団の活動を支援するとともに組織づくりや活動促進につなげる学習機会や活動機会の提供に努めます。
- ⑤女性団体連絡協議会の活動の支援に努めます。
- ⑥生涯学習ガイドブックの発行等、各種啓発事業の実施に努めます。
- ⑦町内各団体の支援や各種学級を開設することでリーダーの養成に努めます。

基本施策 ② 社会教育の推進

重点施策 ア 「社会教育施設の充実と利用促進」

現状と課題

本町の生涯学習の拠点である「したしみ図書館」は、インターネットなどの映像・情報メディアの普及やスマートフォン利用率の増加などによる読書人口の減少により、利用者が緩やかに減少しています。幼児期から本を身近に感じ、生涯にわたって本に親しんでもらえるように、町民の読書要求と学習意欲に応えられる資料を収集・提供するとともに、多くの町民が集い親しまれる図書館づくりに取り組んでいます。また、総合研修センターの他の施設においても、各種行事の開催やサークル活動などで、スポーツ・文化団体をはじめ多くの町民の利用促進に努めています。加えて、令和元年に本町のパークゴルフの拠点として、総合運動公園に「れいわパークゴルフ場」がオープンし、町内外から数多くの愛好者が利用しています。今後も各施設の有効利用に向けて積極的な情報発信と施設設備の整備を行い、より多くの町民に利用してもらえるよう努める必要があります。

施策の方向性

- 各施設の町民の利用促進と適切な施設の維持管理に努めます。

主な施策

- ①「土幌子ども読書活動推進計画」に基づき、ブックスタート事業や巡回図書事業等を通じて、子どもたちの読書活動の支援・充実に努めます。
- ②各施設の利用者のニーズを的確に把握し利用促進に努めます。
- ③研修施設の効率的な運用方法の検討に努め、町民の積極的な活用を促進します。
- ④施設設備の定期的な点検整備など適切な維持管理に努めます。

基本計画 3 スポーツ・芸術文化の振興

基本施策 ① 生涯スポーツの推進

- 重点施策 ア 「町民一人一スポーツ運動の推進」
イ 「スポーツ指導体制の充実」

現状と課題

スポーツは、町民の健康や体力の維持・増進のほか、地域コミュニティ形成にも大きな役割を果たすものであり、「町民一人一スポーツ」運動を推進しています。また、町民が個々の体力や健康状態に応じてスポーツに取り組めるよう各種スポーツ教室や軽スポーツの普及促進に努めています。また、スポーツ推進委員や町体育連盟各競技団体と連携を図り、各種競技大会を開催し、多くの町民が参加しています。

今後は、スポーツ指導体制の充実に努めるとともに、障がい者スポーツに対する町民理解の促進にも努めていく必要があります。

施策の方向性

- 競技スポーツの振興とともに、身近に楽しみ、健康増進につながるスポーツの推進に努めます。
- 各種スポーツの指導体制の充実と施設の適切な維持管理に努めます。

主な施策

- ①「町民一人一スポーツ」運動の推進に努めます。
- ②スポーツ合宿や幼少期のスポーツ教室等を通じてスポーツ活動への関心を高めるよう努めます。
- ③体育連盟、各スポーツ少年団等団体活動の活性化と指導者の育成に努めます。
- ④地域の各種スポーツの普及と指導体制の充実に努めます。
- ⑤学校体育施設の開放等、既存施設の効率的な利用に努めます。

基本施策 ② 町民芸術・文化の振興

- 重点施策 ア 郷土芸能の継承と後継者の育成
イ 芸術文化鑑賞機会の充実
ウ 文化財の保護・活用

現状と課題

本町における芸術・文化活動は、音楽・美術・舞踊等の芸術文化、民謡・和太鼓等の伝統芸能、茶道・書道等の生活文化等、その活動分野は多岐にわたっています。文化協会加盟団体や自主サークル等の文化活動団体は多いものの、参加者の年代にばらつきがあり、活発な活動を行っている団体は、構成年齢が高い傾向にあります。一方、若年世代の文化活動への参加が少なく、郷土芸能の継承や文化活動の停滞及び後継者の育成が懸念されているところです。

今後は、町民の創造性や感性を育み心豊かで潤いや生きがいのある生活を実現するため、文化活動の活性化や文化財の保護・活用に努める必要があります。

施策の方向性

- 若い世代の芸術・文化活動への参画を促し、郷土芸能の継承を含めた芸術・文化活動の促進と後継者の育成に努めます。
- 町民の芸術・文化の鑑賞機会の充実に努めます。

主な施策

- ①「土幌高原太鼓愛好会」等、郷土芸能の継承に努めます。
- ②芸術文化団体の活動に対する支援と後継者の育成に努めます。
- ③「伝統農業保存伝承館」「美濃の家」等の適切な維持管理に努めます。
- ④芸術・文化鑑賞会の開催など機会の提供に努めます。
- ⑤埋蔵文化財包蔵地の保存に努めます。

第4章 評価と進行管理

この計画を推進していくためには、各施策・取組等の進行管理を行い、その結果を検証・評価し、その後の事業展開に役立てていく必要があります。

そのため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会が毎年行う、事務の管理及び執行の状況について点検及び評価、また、多角的な視点から評価と進行管理を実施し、教育推進の基本理念や基本目標の実現に向けて、より効果的な各事業、取組等を進めます。

なお、今後必要に応じて適宜、計画の見直しを行っていくものとします。

士幌町教育振興基本計画

令和3年2月24日

発行 士幌町、士幌教育委員会

編集 士幌町教育委員会事務局教育課

TEL 01564-5-4732 (代)

FAX 01564-5-4734